千葉市計画段階環境影響評価等環境配慮指針

平成２６年　３月３１日制定
令和　元年　７月　１日改定
令和　３年　５月２０日改定
令和　５年１２月　７日改定

目次

第１　趣旨
第２　計画段階環境影響評価の手順等
第３　対象事業計画（複数案）の作成
第４　計画段階環境影響評価要因の範囲
第５　調査・予測・評価項目の範囲
第６　地域概況の把握
第７　調査・予測・評価項目の選定
第８　調査・予測・評価手法の選定
第９　調査・予測・評価の実施
第１０　計画段階環境配慮書の作成
第１１　配慮書等の電子縦覧

第１　趣旨

この指針は、千葉市計画段階環境影響評価実施要綱（以下「要綱」という。）第４条の規定により対象事業計画の実施による環境への影響の調査、予測及び評価に係る項目及び技術的な手法等について、必要な事項を定める。

計画段階影響評価制度は、事業の概ねの実施場所や規模等を決定する事業計画の立案段階で実施するものであるが、実施事例は極めて少なく、技術的手法についての知見が少ない状況であることから、当分の間は本配慮指針に示す内容を参考に行うものとし、今後は、事例を積み重ね検証を行うとともに、常に最新の知見の収集に努め、必要な改定を行うものとする。

なお、本制度で対象とする対象事業計画は、事業の種類により熟度が異なるものであることから、本配慮指針を一律に適用することなく、弾力的に本制度を運用していくものとする。

第２　計画段階環境影響評価の手順等

計画段階環境影響評価は、別図１に示す手順を基本として実施するものとし、別表１に示す対象事業計画ごとの基本的事項の検討が可能となり、これら事項の概ねの内容を決定しようとするときで、対象事業計画の実施に伴う環境影響への配慮を検討する上で、重大な環境影響の回避又は低減を検討することが可能な時期に行うものとする。

第３　対象事業計画（複数案）の作成方法

１　複数案の検討

要綱第５条に規定する複数案は、対象事業計画の内容、環境影響を及ぼすおそれのある環境要素、それらの環境要素への環境影響の程度及び環境配慮の内容について比較検討できるものとする。

ただし、本指針に基づき十分な検討を行なったにもかかわらず、複数案を作成することが困難な場合は単独案を作成するものとし、その検討過程も含め作成できない理由を明らかにするものとする。

２　複数案の設定

複数案の設定に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

（１）複数案は、事業実施想定区域、施設の規模・配置・構造・形状・施工等様々な要素のうち、事業者において実現可能であり、かつ、対象事業の目的が達成されるものであり、環境保全の観点から環境影響の程度及び環境配慮の内容について多様な比較検討ができるものとする。

（２）複数案は、単一の観点に偏らず、社会面（対象事業の目的適合性のこと）、経済面（建設費等対象事業の経済性のこと）、環境面（影響を及ぼすおそれのある環境要素、影響の程度等）の考慮を行い設定するものとする。

（３）環境保全の観点から最も優れている案を複数案に含めることは望ましいものとする。

（４）対象事業を実施しない案は、他の施策の組み合わせ等により事業の目的を達成できるとき又は将来の環境の状態と比較する必要があるときは、複数案に含めるものとする。

（５）複数案の数は、適切な比較評価を確保する観点から、３～５程度とするものとし、複数案を設定するまでに至った検討の経緯を整理し、複数案間の相違点を明確にする。

第４　影響要因の範囲

対象事業計画の実施に伴う影響要因の範囲は、当該対象事業計画に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在（以下「存在」という。）及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「供用」という。）を基本とする。

また、事業者は、対象事業計画の特性及び地域の概況を勘案し、当該対象事業計画に係る工事の実施（以下「施工時」という。）についても重大な環境影響を及ぼすおそれがあるなど検討が必要と判断される場合には、施工時を影響要因とするものとする。

第５　調査・予測・評価項目の範囲

調査・予測・評価項目の範囲は、千葉市環境影響評価等技術指針（平成１１年千葉市告示第２４９号。以下「条例技術指針」という。）表４を参考にして、その計画に適した項目を選定するものとする。

第６　地域概況の把握

地域概況の把握は、「調査・予測・評価項目」及び「調査・予測・評価手法」の選定の根拠となる地域特性に関する情報を複数案ごとに行うものである。

このため、単に対象事業を実施しようとする市域の資料を収集するのではなく、項目及び手法の選定に必要な情報を対象事業実施区域及びその周辺の情報に重点をおいて収集す

るものとする。
　特に、対象事業実施区域及びその周辺地域に「環境基準が未達成など既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域」、「学校、医療施設、福祉施設等が存在し、環境の保全上配慮が必要な地域」、「自然林、野生生物の重要な生息・生育の場など自然環境豊かな地域」、「環境保全の観点から法令等により指定された地域」などが含まれるかどうか複数案ごとに検討し、含まれる場合はそれらの概況を適切に把握する必要がある。

１　調査項目

　調査項目は、条例技術指針表４に示す項目のうちから、地域特性の把握に必要であり、かつ対象事業計画における影響要因と関連がある項目とし、複数案ごとに検討するものとする。

２　調査方法

　調査方法は、原則として入手可能な最新の既存資料の収集により行うものとし、必要に応じて地元の研究者、自然保護団体、自然観察指導員、地元の代表や自治会長等への聴き取り調査を行うものとする。
　ここで既存資料とは、国、千葉県、千葉市その他行政機関等が公表した資料、文献等客観性のあるものとする。
　なお、既存資料の収集や上記の者等への聴き取りによる情報に不確実性があり内容を確認する必要が生じた場合等把握が不十分な場合は、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

３　調査地域

　調査の対象とすべき地域（以下「調査地域」という。）は、複数案ごとに、環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺を含む地域とし、既存の事例及び把握した地域特性を参考に設定する。

４　調査結果の整理

　調査結果は、複数案ごとに、自然的状況及び社会的状況について、それぞれの項目ごとに整理するとともに、当該資料の出典を明らかにするものとする。
　なお、現地調査等を行った場合には、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時を整理する。
　また、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じて、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行う。

第７　調査・予測・評価項目の選定

　調査・予測・評価項目の選定は、次の手順で行うものとし、対象事業計画の実施により環境に及ぼす影響の有無及び程度について客観的かつ科学的に検討するものとする。

１　影響要因に係る活動要素の把握

対象事業計画の特性を勘案し、影響要因を把握する。

２　環境影響の検討

把握した影響要因及び複数案ごとの地域概況の内容を踏まえ、対象事業計画の実施による影響の程度等を複数案ごとに検討する。

３　調査・予測・評価項目の選定

（１）上記１及び２の結果を踏まえ、第５に規定する調査・予測・評価項目の範囲の中から、複数案ごとの実施区域及びその周辺地域の環境に重大な影響を及ぼすおそれのある項目を調査・予測・評価項目として選定する。

（２）把握した地域概況及び対象事業計画の特性等を勘案した結果、必要がある場合には、条例技術指針表４に示される参考項目以外の項目についても調査・予測・評価項目として選定する。

（３）選定に当たっては、複数案による比較評価が適切に行えるものとなるよう配慮する。

４　選定結果の整理

調査・予測・評価項目の選定結果は、複数案ごとの環境要因と環境要素に関するマトリックスを一つの表として作成するなど分かりやすく整理するとともに、選定理由を明らかにするものとする。

第８　調査・予測・評価手法の選定

調査・予測・評価手法の選定は、選定した項目ごとに、項目の特性及び対象事業計画が及ぼすおそれのある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行ない、必要な手法を選定するものとする。

１　調査手法

調査は、以下の手法及び留意事項に配慮して行うものとする。

（１）調査方法は、原則として入手可能な最新の既存資料の収集により行うものとし、必要に応じて地元の研究者、自然保護団体、自然観察指導員、地元の代表や自治会長等への聴き取り調査を行うものとする。

ここで既存資料とは、国、千葉県、千葉市その他行政機関等が公表した資料、文献等客観性のあるものとする。

なお、既存資料の収集や上記の者等への聴き取りによる情報に不確実性があり内容を確認する必要が生じた場合等把握が不十分な場合は、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

（２）調査の対象とすべき情報は、選定項目に係る大気質・水質・植物・動物その他の自然的状況、及び、人口・産業・土地利用その他の社会的状況に関する情報とし、選定項目の予測評価に必要な情報とする。

（３）調査の対象とすべき地域は、複数案ごとに、環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域とし、環境影響評価の類似事例及び把握した地域概況を参考に設定する。

２　予測手法

予測は、以下の手法及び留意事項に配慮して行うものとする。

（１）予測の手法は、環境への負荷の量又は環境の状況の変化を、理論に基づく計算、事例の引用又は解析等により定量的に把握する手法を基本とする。定量的に把握することが困難な場合にあっては定性的に把握する手法を用いる。

（２）予測の前提となる条件は、計画特性及び地域特性を勘案し、必要な条件を設定する。

前提となる条件が確定していない場合は、複数の条件を設定するなど幅広に予測を行うようにする。

（３）予測の対象とすべき地域は、調査の結果を踏まえ、複数案ごとに事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により計画段階配慮事項に係る環境要素の状況に影響を及ぼすと予想される地域とする。

（４）予測地点を設定する場合は、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、配慮すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点等予測に適切かつ効果的な地点を設定する。

（５）予測対象時期は、存在及び供用後の定常状態とする。

施工時を影響要因とする場合は、施工時の影響が最大となる期間等を設定する。工法が確定していないときは、類似事例から引用する。

３　評価手法

評価は、以下の手法及び留意事項に配慮して行うものとする。

（１）複数案の比較検討にあたり、選定した項目ごとの比較を行うことができる手法とする。

（２）国、県又は市町村の施策によって、選定項目に関して基準又は目標が示されている場合には、必要に応じて、当該基準又は目標への貢献度や達成度について明らかにする。

第９　調査・予測・評価の実施

調査・予測・評価は、選定項目ごとに選定した手法に基づき実施するものとする。

また、実施に当たっては、次のことに留意するものとする。

１　調査の実施

（１）調査に当たっては、可能な限り既存の文献及び資料から最新のデータを得るよう努めるものとする。

また、必要に応じて地元の研究者、自然保護団体、自然観察指導員、地元の代表や自治会長等への聴き取り調査を行うものとする。

（２）既存の文献及び資料による調査結果については、その資料名を明らかにする。

また、現地調査等を行ったときは、調査方法、調査地域、調査地点、調査日時等を整理する。

（３）貴重な動物・植物の生息・生育に関する情報については、不正な採捕を防止するため、種及び生息場所を特定できない方法で整理する。

２　予測の実施

（１）予測の実施に当たっては、調査の結果を踏まえ、重大な環境影響の回避又は低減を図るという評価の趣旨を勘案し、複数案の環境影響の比較に資するため、被影響対象の分布の整理及び環境影響の程度の把握を行い、できる限り定量的に予測することとし、対象事業計画の内容の具体性の程度、予測に係る知見等により定量的に予測することが困難な場合又は動物・植物・生態系など定量的に予測することが困難な場合には、類似事例の引用などにより定性的に予測する。

（２）予測手法の概要及び適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提条件、予測で用いた原単位及び係数等について、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにする。

（３）国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策の効果や調査地域の環境を変化させる開発計画など対象事業計画以外の要因によりもたらされる将来の環境の状況を勘案して予測を行うとともに、その要因の内容を明らかにできるように整理する。この場合において、将来の環境の状況の予測は、国、県又は市が有する情報を収集して行う。

３　評価の実施

（１）対象事業計画の実施が環境に及ぼす影響について、必要に応じて、環境基準等の法令に基づく指標、現状の環境との比較等を用いて評価する。

（２）評価は、対象事業計画に係る選定項目について、環境影響の程度、環境保全を図るうえで特に配慮する事項などを整理し、複数案の比較検討を行った上でそれぞれの長所及び短所を明確にするとともに、それぞれに必要な環境配慮の方向性を明示する。

（３）複数案ごとの予測及び評価結果を踏まえ、それらを総合的に検討し、特に留意すべき環境影響の内容を明示する。

この場合において、社会面及び経済面も含めて評価することができる。

第１０　計画段階環境配慮書の作成

要綱第５条に規定する計画段階環境配慮書の作成に当たっては、上記第３から第９までの規定により実施した結果等に基づき、簡潔かつ明瞭に記載するものとする。

また、計画段階環境配慮書の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

（１）記載内容については、一貫性のある内容となるよう配慮するとともに、できる限り写真、図、グラフ、フォトモンタージュ等を用いることにより、分かりやすい内容とする。

（２）学術的専門用語を使用する場合は、必要に応じて注釈などを付す。

また、専門技術的な資料、根拠資料等でその量が多くなるものは、資料編として整理する。

（３）対象事業計画の内容について、事業の必要性をできる限り具体的に記述するとともに、対象事業計画の策定の背景についても記載する。

（４）環境要因と環境要素からの調査・予測・評価項目の選定結果並びに複数の対象事業計画の選定項目ごとの相互比較結果については、マトリックスによる表示を行うなど、

分かりやすく表現するように努める。
（５）著作権その他に関する問題が生じないようにする。なお、縦覧及び公表等においても同様に取り扱うものとする。

第１１　配慮書等の電子縦覧

市は、事業者が市のウェブサイトを利用して、配慮書等を公表することについて申し出た場合には、以下に定める手続きにより行うものとする。

１　対象とする図書
（１）要綱第５条に規定する配慮書
（２）要綱第９条に規定する見解書

２　市のウェブサイト掲載時の著作権への同意

事業者は市のウェブサイトを使用して電子縦覧を行おうとするときは次に定める方法により、著作権上の配慮について市と協議するものとする。
（１）事業者は、市のウェブサイトに配慮書等を掲載しようとするときは、別紙様式により市に「電子縦覧に関する同意書」（様式第１号）を当該図書と併せて提出し協議するものとする。
（２）事業者から「電子縦覧に関する同意書」により著作権の不許可部分について申し出があり、市がその理由は正当である旨を認めるときは、当該著作物の掲載は行わないものとする。

３　電子データの仕様について

事業者が前項の規定により、配慮書等を市に提出する場合は、次に定める仕様のとおりとする。
（１）データの提出は、CD-R 等の可搬型の電子媒体とする。
（２）ファイル形式は、PDF 形式とし、各々のファイル容量が２MB 以下になるよう分割する。

４　電子縦覧終了後の電子データの管理等について

配慮書等の電子データの電子縦覧終了後の取り扱い及びその他電子縦覧に関することについては、事業者及び市の協議により定めるものとする。

附　則

この配慮指針は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

１　この配慮指針は、令和元年７月１日から施行する。
２　この配慮指針の施行の際現にこの配慮指針による改定前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

１　この配慮指針は、令和３年５月２０日から施行する。

２　この配慮指針の施行の際現にこの配慮指針による改定前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

この配慮指針は、令和５年１２月７日から施行する。

別図１　計画段階環境影響評価の手順

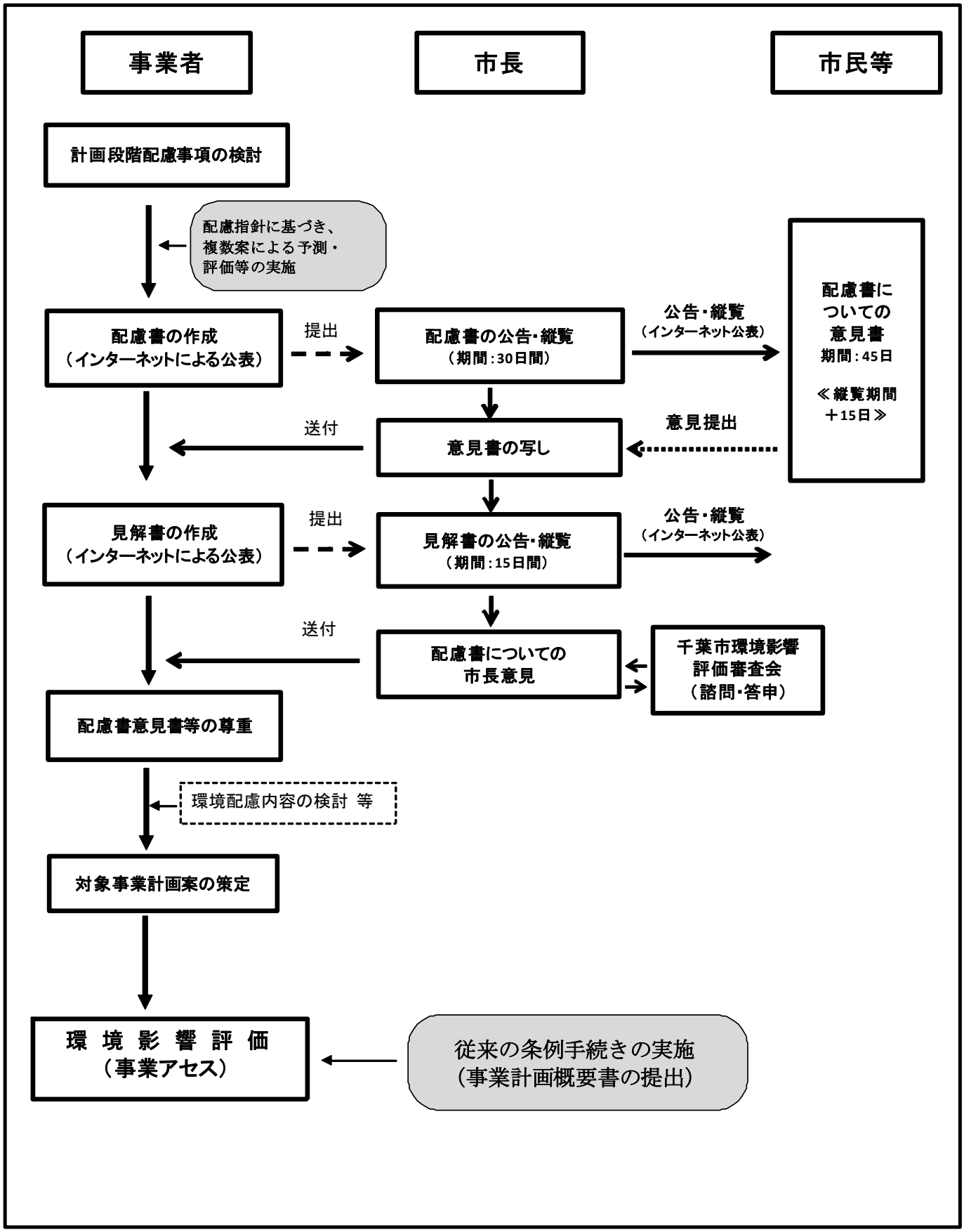

別表1　実施時期に係る基本的事項

基本的事項 / 対象事業計画（下記事業の計画）の種類		地域・場所の特性		事業・施設の特性	
		実施場所	ルート	規模・方式・構造・配置	土地利用構　想
1	道路の建設又は改善		○	○	
2	鉄道又は軌道の建設又は改良		○	○	
3	発電用電気工作物	○		○	
4	廃棄物最終処分場の設置又は変更	○		○	
5	公有水面その他の水面の埋立又は干拓	○		○	○
6	土地区画整理事業	○		○	○
7	新住宅市街地開発事業	○		○	○
8	工業団地造成事業	○		○	○
9	新都市基盤整備事業	○		○	○
10	流通業務団地造成事業	○		○	○
11	宅地開発事業	○		○	○
12	レクリエーション施設用地造成事業	○		○	○
13	工場の新設又は増設	○		○	
14	終末処理場の新設又は増設	○		○	
15	し尿処理施設の新設又は増設	○		○	
16	廃棄物焼却等施設の新設又は増設	○		○	
17	砂利等採取事業	○		○	
18	土砂等の埋立て等の事業	○		○	○

千葉市環境影響評価等技術指針　抜粋

表４　環境影響要因と環境要素のマトリクス表

環境要素の区分 ＼ 影響要因の区分				工事による影響				存在による影響				供用による影響			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に係る環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素												
			二酸化硫黄												
			浮遊粒子状物質・ばいじん												
			粉じん												
			揮発性有機化合物												
			有害物質												
		悪臭	臭気指数												
			臭気排出強度												
		騒音	総合騒音												
			特定騒音												
		振動	振動												
		低周波	低周波音												
		その他													
	水環境	水質	BOD,COD												
			SS												
			T-N,T-P												
			水温												
			塩分量（塩素イオン濃度）												
			その他生活環境項目												
			有害物質												
		水底の底質	有害物質												
			有機物質等												
		水象	河川流量等												
			地下水・湧水												
			海域の流況												
			水辺環境												
		その他													
	地質環境	地形・地質	現況地形												
			注目すべき地形・地質等												
			土地の安定性												
		地盤沈下	地盤沈下												
		土壌	有害物質												
			表土												
		地下水質	有害物質												
		その他													
	その他の環境	日照阻害	日照阻害												
		電波障害	電波障害												
		その他													
生物の多様性の確保と多様な自然環境の保全に係る環境要素	植物		植物相及び注目種												
			植生及び注目群落												
			樹木・樹林												
	動物		動物相及び注目種												
			注目すべき生息環境												
	水生生物		水生生物相及び注目すべき水生生物												
			注目すべき生育・生息環境												
	生態系		地域を特徴づける生態系												
	その他														
快適な生活環境の保全に係る環境要素	景観		景観資源（自然的及び文化的歴史的景観資源）												
			眺望地点												
			眺望景観												
	ふれあい活動の場		ふれあい活動の場												
	文化財		指定文化財等												
			埋蔵文化財												
	安全		危険物等												
	地域分断		地域分断												
	その他														
地球環境保全への貢献に係る環境要素	廃棄物等		廃棄物												
			残土												
	水利用		水利用												
	温室効果ガス等		二酸化炭素												
			フロンガス等												
	その他														

項目として選定したもののうち、一般項目には○を、重点化項目には◎を、簡略化項目には△を、配慮項目には※をつける

様式第１号

電　子　縦　覧　に　関　す　る　同　意　書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

千葉市計画段階環境影響評価等環境配慮指針「第１１　配慮書等の電子縦覧　２　市のウェブサイト掲載時の著作権への同意」の規定により、下記の図書等について、千葉市ウェブサイト上で公表することに同意します。

（図書名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

なお、当該図書等のウェブ公表に係る引用著作物の許諾状況については、下記のとおりです。

引用著作物 （地図、写真、図形等）	著作権者	許諾状況（該当するものに〇）
		許諾　・　不許諾　・　その他 （その他：　　）
		許諾　・　不許諾　・　その他 （その他：　　）
		許諾　・　不許諾　・　その他 （その他：　　）
		許諾　・　不許諾　・　その他 （その他：　　）

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。